

平成23年度当初予算編成について

1 現状について

昨今の景気の状態は、内閣府がまとめた9月の月例経済報告に、「景気は引き続き持ち直してきており、自立的回復に向けた動きもみられるが、このところ環境の厳しさは増している。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある」と謳うように、本市においても、基幹財源である市税は、未だ、回復が見込めず、平成22年度当初予算の額を見込むことさえ厳しい状況にあります。

国政では、8月末でまとめた、平成23年度概算要求において、各省庁の一律10%削減を求めた一方、「元気な日本復活特別枠」を合わせた総額で、96兆円を超えており、税収が伸び悩む中、国債の発行を、44兆円以下に抑えるなど、今後政治主導による予算査定が焦点となっております。

また、地方に対しては、経済成長による税収増を図りながら、行財政改革に積極的に取り組むことを前提に、実質的な一般財源の総額を平成22年度の水準を下回らないよう確保するとはしていますが、国、地方の税財源配分の見直しや、地方が自由に使える一括交付金の創設など、歳入構造の改革に係る部分は未だ不透明な状況にあります。

2 予算編成の基本的な考え方

新市長が就任する12月までに、継続的、計画的に実施する新規事業を含めたすべての事務事業を盛り込んだ平成23年度当初予算の要求額を把握するため、この通知により要求する経費は、現行の制度や計画にもとづくすべての経費とします。

なお、新市長就任後に、新市長の公約にもとづき、政策大綱が示された後、新たな経費を予算に反映することとし、その段階において、既に要求されている事務事業を見直すこともあります。

また、10月に実施する行政評価市民判定（新発田版事業仕分け）については、判定結果を十分、考慮、検討の上、予算に反映することとします。

3 運営経費の見積もり方針について

- ・ 各課単位で、原則、前年度当初予算一般財源額を上限とします。
- ・ 前年度において、臨時的経費が発生し、一時的に上限額が過大になっている場合は、これを控除した額を上限額とします。
- ・ 臨時的経費が一時的に発生し、これを要求する場合においても、原則、上限額内で要求することとし、部課長マネジメントにおいて、調整を図ることとします。
- ・ 平成21年度において、平成22年度事業費を前倒して実施した事業がある場合は、例外的に、これを上限額に加算します。この場合においても、臨時的経費は控除します。
- ・ 平成22年度において、平成23年度計画事業を前倒して措置した事業がある場合は、原則、平成23年度における更なる前倒し要求はしないこととします。

4 事業経費の見積もり方針について

- ・ 施策単位で、原則、前年度当初予算一般財源額を上限とします。
- ・ 重要政策課題事業は、計画に基づく額を要求することとし、上限額が不足する場合は、その額を上限額に加算することとします。
- ・ 平成21年度において、平成22年度事業費を前倒して実施した事業がある場合は、例外的に、これを上限額に加算します。
- ・ 平成22年度において、平成23年度計画事業を前倒して措置した事業がある場合は、原則、平成23年度における更なる前倒し要求はしないこととします。
- ・ 要求に際しては、施策内の事務事業に、施策評価システムを十分に活用するとともに、実態に即した優先順位を明確に設定して要求するものとします。編成過程における財源調整においては、聖域なく下位のものから調整対象とします。

なお、優先度の設定においては、次のとおり全庁的統一を図ります。

【優先度の設定視点】

重要政策課題事業及び「食の循環によるまちづくり」関連事業を優先します。

新規事業についても、施策全体の中で、優先度を設定します。

5 予算付けについて

新発田市予算規則第6条の規定に基づき、総合政策部長及び財務課長が、上記方針に照らして、その額を確認するとともに、国の地方財政計画及び各種制度の見直し状況を勘案しながら、歳入歳出要求に基づく一般財源不足額を算出し、必要により、事業の優先度を基準に、施策及び事務事業の調整案を作成し、市長に提出します。

6 予算要求基準

【歳入に関する事項】

(1) 全般的事項

各種未収の税、分担金、負担金、使用料、手数料等の歳入金については、完全収納に努め、財源の確保に努めること。

また、広告料収入などの新たな財源確保に努めること。

(2) 国県支出金

国、県の動向に留意し、適正な見積もりを行うこと。

また、常に、国、県の動向について、情報収集に努め、制度の変更等がある場合は、早急に、財務課へ報告の上、要求訂正を行うこと。

特に、制度の変更により市の持ち出しが増額となる事業については、再度、事業実施の必要性を十分検討の上、要求すること。

(3) 分担金及び負担金

負担率については、受益者負担の原則に基づいて、事業の性格、受益の限度等を十分検討した上で、適正に見積もること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H 2 2 (4 月 ~ 9 月) 実績 . . .
H 2 1 (4 月 ~ 9 月) 実績 . . .
H 2 1 (1 0 月 ~ 3 月) 実績 . . .
+ (× (/)) ± 特殊要因 . . . 要求額

(4) 使用料及び手数料

施設の使用料については、平成19年6月26日付総第860号で通知された「施設使用料見直し方針」により、受益者負担の原則に基づいて適正に見積もり、条例等の整備の上は、その額で要求すること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H22(4月～9月)実績	・・・
H21(4月～9月)実績	・・・
H21(10月～3月)実績	・・・
+ (× (/)) ± 特殊要因	・・・ 要求額

(5) 財産収入

土地等の貸付料については、固定資産評価額等を勘案して、適正に見積もること。また、財産売払い収入については、処分価格、処分方法等法令に基づいた適正な収入を見積もるとともに、遊休財産等については、一層、処分の促進を図ること。

(6) 諸収入等

一層の財源確保に努めるとともに、過去の実績等を参考にして適正に見積もること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H22(4月～9月)実績	・・・
H21(4月～9月)実績	・・・
H21(10月～3月)実績	・・・
+ (× (/)) ± 特殊要因	・・・ 要求額

【歳出に関する事項】

(1) 全般的事項

固定経費について

正職員は現状の組織・職員体制に基づき、適正に見積もること。

また、臨時、パート職員等は、課内の業務効率化を更に推進するとともに、正職員の効率的、効果的、かつ臨機応変な業務分担により、必要最小限の要求とすること。

運営経費について

各課単位で、前年度当初予算一般財源額を上限として要求すること。

事業経費について

施策単位で、原則、前年度当初予算一般財源額を上限として要求すること。

(2) 職員給与費

職員給与費については、一括、人事課で見積もりの上、要求すること。

ただし、時間外勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、別に定める様式により、担当課で見積もりの上、要求すること。

なお、時間外勤務手当については、原則、振替制度等を活用し、その節減に最大限努めること。

(3) 報酬

「新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき適正に見積もり要求すること。次に掲げる以外は報酬として予算措置はしないこととするため、事前に必要な措置を講じること。

【報酬の支給対象者】

- ・ 市議会議員
- ・ 執行機関である委員会の委員
教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、
固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員
- ・ 附属機関の委員及び構成員（法令及び条例に基づくもの）
- ・ 選挙事務に従事する選挙長、投票及び開票管理者並びに投票・開票及び選挙の立会人
- ・ その他非常勤職員（嘱託職員、民生委員、消防団員）

また、嘱託職員報酬の要求に際しては、人事課通知により、事前に人事課へ雇用計画協議書を提出すること。

(4) 賃金

臨時、パート職員の賃金は、別途人事課から通知される賃金単価により見積もること。

また、要求に際しては、人事課通知により、事前に人事課へ雇用計画協議書を提出すること。

(5) 報償費

報償費については、別途平成15年10月27日付行第255号で通知された「謝金の見直し方針」により適正に見積もること。

なお、会議出席に対しては、原則、謝礼は支出しないこととしているため、再度、精査の上、要求すること。

また、会議出席であっても、審査業務等、専門的知識にもとづき判断を得ることを目的としたものについては、協力謝礼に区分し、原則、1日につき1万3千円を上限としての謝礼を支払うことに留意すること。

(6) 燃料費

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

単価（税込み）

レギュラーガソリン	@ 134円/リットル
軽油	@ 123円/リットル
重油	@ 87円/リットル
灯油	@ 92円/リットル
LPガス	小口（9.56m ³ 未満）@ 473円/m ³
	大口（9.56m ³ 以上）@ 431円/m ³

距離数または数量

H22（4月～9月）実績	・・・
H21（4月～9月）実績	・・・
H21（10月～3月）実績	・・・
+（ ×（ / ））±特殊要因	・・・要求額

1リットル当たりの走行距離

H21年10月～H22年9月の平均とする。

(7) 光熱水費

決算見込み額を精査して、適正に見積もること。

特に、今年度中に料金改定があった水道料金等については、見積もりにあたって留意すること。

また、その節減に、最大限努めること。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

(ガス、水道、電気、下水道)

H 2 2 (4 月 ~ 9 月) 実績 . . .

H 2 1 (4 月 ~ 9 月) 実績 . . .

H 2 1 (1 0 月 ~ 3 月) 実績 . . .

+ (× (/)) ± 特殊要因 . . . 要求額

(8) 修繕料(工事請負費)

施設等の維持管理費については、施設の現況、整備計画、緊急性等を勘案して、見積もること。

また、施設の維持補修費については、建築課要求と重複しないよう調整の上、要求すること。

(9) 食糧費

以下の場合を除いて、原則、一般職員の飲食に係る経費は予算対象外とする。

【予算対象経費】

- ・ 市長、副市長及び教育長の代理及び随行に係るもの
- ・ 市議会議員の代理及び随行に係るもの
- ・ 行政委員会の委員等の代理及び随行に係るもの

(10) 委託料

委託料については、別途平成17年9月20日付行第222号で通知された「委託料見直し方針」により適正に見積もること。

特に、保守委託料については、修繕の実績を考慮して、経費節減の観点から委託料が妥当なのか、修繕料が妥当なのか比較検討した上で要求すること。

(11) 補助金・負担金

補助金、負担金については、別途平成16年10月4日付行第221号で通知された「負担金、補助及び交付金の見直し方針」により適正に見積もること。

特に、対象事業の決算見込額における繰越金の状況等を勘案しながら、その必要性を十分検討すること。

なお、新発田市法令外負担金の対象となっている負担金については、別途通知する「負担金・寄付金等要望調書」により、一部事務組合負担金については、H22年度当初予算額を要求すること。

(12) 扶助費

補助事業または、付け足し単独事業については、国、県の動向に留意し、適正に見積もること。

また、常に、国、県の動向について、情報収集に努め、変更の際には、早急に必要経費を見積もることができるよう準備を進めること。

継続事業については、原則、次により算出した額を要求すること。

H22(4月～9月)実績	・・・
H21(4月～9月)実績	・・・
H21(10月～3月)実績	・・・
+ (× (/)) ± 特殊要因	・・・ 要求額

(13) 見積書の徴取と予算要求額

適正な契約事務を遂行するため、参考見積もりの徴取と予算要求額の積算について、下記の事項に留意すること。

見積書の徴取についての基本的事項

- ・仕様書を作成し、これに基づき徴取すること。
- ・入札参加資格者名簿に登録のある業者から徴取すること。
- ・市内業者を優先し、2者以上から徴取すること。

但し、契約に際し品質確保が最優先されるため、1者随契の必要があるものについてはこの限りではありません。

- ・参考見積もりにより要求する場合は、平均額とすること。
独自の設計による場合は、設計額とすること。

その他留意する事項

- ・ H 2 2 年度契約相手方から見積もりを徴取し、H 2 2 年度契約額と同額の見積もりが提示された場合には、実勢価格として提示されたものか、再度確認すること。
- ・ 新たな長期継続契約締結のための予算要求をする場合は、仕様書の見直しを行い、新たに、参考見積もりを徴取すること。
- ・ 物品の賃貸借契約締結のための予算要求をする場合は、借入物品の購入金額の参考見積もりを徴取し、賃貸借料金を積算すること。

7 予算要求入力区分

下記の区分により要求入力をする。

区分		要求区分	編成区分
歳出	一般会計	固定経費	当初
		運営経費	
	事業経費	2次要求	
	特別会計	2次要求	
歳入	一般会計	全区分	
	特別会計	全区分	

8 予算編成日程

【固定・運営経費】

科目登録 10月 1日(金)～10月 7日(木)

予算要求入力 10月 1日(金)～10月13日(水)

【事業経費・特別会計】

科目登録 10月14日(木)～10月27日(水)

予算要求入力 10月14日(木)～11月 2日(火)

【歳入】

一般財源 固定・運営経費の要求に合わせて要求

特定財源 充当する歳出に合わせて要求

要求入力時間

通常の日 8:30～22:00

最終日（10月13日 / 11月2日） ~ 15 : 00

9 その他

その他予算編成事務に係る具体的な要求方法については、「予算編成事務要領」による。